岩手県告示第 417 号

分収造林あっせん規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

振興局長

分収造林あっせん規程の一部を改正する告示

分収造林あっせん規程(昭和35年岩手県告示第664号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後							
(目的)				(目的)						
第1条 この告示は、 <u>分収造林特別措置法</u> (昭和33年法律第				第1条 この告示は、 <u>分収林特別措置法</u> (昭和33年法律第57						
57 号) 第2条の規定に基づき知事が行う分収造林契約の締結				号) <u>第3条</u> の規定に基づき知事が行う分収造林契約の締結に						
についてのあっせんに関し必要な事項を定めることを目的			ついてのあっせんに関し必要な事項を定めることを目的と							
とする。			する。							
別表(第 11 条関係)			別表(第 11 条関係)							
条 項 提出書類及 様 式 提出	経 由			条 項	提出書類及	様式	提出	経 由		
び添付書類 部数					び添付書類		部数			
[略]				[略]						
第7条	契約対象地			第7条				契約対象地		
の規定	を所管する			の規定				を所管する		
による [略]	地方振興局			による	[略]			広域振興局		
書類	<u>長</u>			書類				長又は地方		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

[略]

この告示は、平成18年4月1日から施行する。